



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・ 壱岐対馬国定公園公園事業の決定
- ・ 壱岐対馬国定公園公園事業の変更
- ・ 救急病院の認定
- ・ 保安林の指定の予定（2件）
- ・ 道路の区域変更（2件）
- ・ 道路の供用開始（2件）
- ・ 公有水面埋立地の用途変更の許可
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

自 然 環 境 課
〃
医 療 政 策 課
林 政 課
道 路 維 持 課
〃
港 湾 課
教 育 環 境 整 備 課
警 察 本 部 会 計 課

◎ 公 告

- ・ 地籍調査の成果の認証
- ・ 大規模小売店舗の変更事項届出
- ・ 令和3年長崎魚市場の休業日
- ・ 一般競争入札の実施
- ・ 一般競争入札の実施

土 地 対 策 室
経 営 支 援 課
水 産 加 工 流 通 課
教 育 環 境 整 備 課
警 察 本 部 会 計 課

告 示

長崎県告示第725号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、壱岐対馬国定公園に関する公園事業を決定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、事業決定書及び当該公園事業の位置を表示した図面は、県民生活環境部自然環境課及び対馬振興局並びに対馬市役所において縦覧に供する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

公園事業の名称及び種類	位 置
和多都美野営場	対馬市豊玉町（和多都美）

長崎県告示第726号

壱岐対馬国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、事業変更書及び当該公園事業の位置を表示した図面は、県民生活環境部自然環境課及び対馬振興局並びに対馬市役所において縦覧に供する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 和多都美園地事業（平成2年長崎県告示第865号）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類	位 置
和多都美園地	対馬市豊玉町（和多都美）

長崎県告示第727号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町化屋986-2	令和2年12月18日	令和5年12月17日

長崎県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町奈摩郷字干鯛場1221の4（次の図に示す部分に限る。）、1221の1から1221の3まで、1221の5、字泊ノ内1231の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

西海市大瀬戸町多以良外郷字猿河1156の1（次の図に示す部分に限る。）、字唐人ヶ水2002

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町根緒字真星ノ濱 5 番15地先から 対馬市美津島町根緒字真星ノ濱 7 番 2 地先まで	前	26.7～36.1	32.3	
	後	21.9～28.0	32.3	

長崎県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 498号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市柚木町2210番 1 地先から 佐世保市柚木町2210番 1 地先まで	前	22.9～29.6	3.1	
	後	22.9～32.6	3.1	

長崎県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 498号	佐世保市柚木町2210番 1 地先から 佐世保市柚木町2210番 1 地先まで	令和 2 年11月24日

長崎県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和 2 年11月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 河務福江線	五島市岐宿町河務字徳ヶ崎10番1地先から 五島市岐宿町河務字徳ヶ崎10番1地先まで	令和 2 年11月25日

長崎県告示第734号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関し埋立地の用途変更を許可した。

令和 2 年11月24日

堂崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 許可年月日
令和 2 年11月13日
- 2 許可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
- 3 埋立ての免許年月日及び番号
平成 9 年 4 月 28 日
長崎県指令 8 港許第 91 号
- 4 埋立区域

(1) 位置
 - 1 工区
長崎県南島原市有家町大苑字高砂谷893番18から字瀆11番17を経て原尾字堂山632番 5 に隣接する堤防に至る地先公有水面
 - 2 工区
長崎県南島原市有家町大苑字瀆20番10、19番 7 及び11番17に至る地先公有水面
 - 3 工区
長崎県南島原市有家町大苑字高砂谷893番17から字瀆11番17に至る地先公有水面

(2) 区域
省略（申請時縦覧図書のとおり）

(3) 面積
 - 1 工区 67, 640. 43平方メートル
 - 2 工区 29, 995. 27平方メートル
 - 3 工区 123, 510. 56平方メートル
 - 合計 221, 146. 26平方メートル
- 5 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置
 - 1 工区
長崎県南島原市有家町大苑字高砂谷893番17、893番18及び字陣之内761番 9 の各地内並びに大苑字高砂谷893番17から字瀆11番17を経て原尾字堂山632番 4 に至る地先公有水面
 - 2 工区
長崎県南島原市有家町大苑字瀆20番10、20番10に隣接する堤防、19番 7 、11番17、11番 7 に隣接する堤防、原尾字堂山648番 3 、632番 2 、632番、632番に隣接する国道、632番 5 及び648番 3 から632番 5 に至り隣接する堤防の各地内並びに大苑字瀆20番10から原尾字堂山648番 3 を経て632番 4 に至る地先公有水面

・ 3 工区

長崎県南島原市有家町大苑字次郎毛谷1582番26から字陣之内761番 9 を経て字濱11番17に至る地先公有水面

(2) 区域

省略（申請時縦覧図書のとおり）

(3) 面積

- ・ 1 工区 134, 022. 72平方メートル
- ・ 2 工区 55, 986. 06平方メートル
- ・ 3 工区 219, 379. 49平方メートル
- ・ 合計 409, 388. 27平方メートル

6 埋立地の用途

変更前

用 途	配 置	規 模
スポーツ・レクリエーション施設用地	① 埋立地の中央部の南側にあつて、道路用地(1)と(2)の間に位置 ② 埋立地の中央部にあつて、道路用地(1)と商業施設用地(1)との間に位置	約 4. 6ha
緑地	埋立地南西側にあつて、道路用地(2)と(3)との間に位置	約 2. 2ha
業務施設用地	① 埋立地の中央部の東側南寄りにあつて、道路用地(1)と(4)との間に位置 ② 埋立地の東端の北側にあつて、下水処理場用地と道路用地(5)との間に位置 ③ 埋立地の北東側にあつて、文化施設用地と道路用地(5)の間に位置	約 3. 9ha
流通施設用地	埋立地の中央部の東側北寄りにあつて、業務施設用地(1)と道路用地(5)との間に位置	約 0. 7ha
商業施設用地	① 埋立地の中央部の北側にあつて、スポーツ・レクリエーション施設用地(2)と既存陸域（国道）の間に位置 ② 埋立地の北西側にあつて、道路用地(2)と既存陸域（国道）との間に位置。	約 2. 3ha
住宅用地	埋立地の西側北寄りにあつて、交流施設用地及び福利厚生施設用地と道路用地(3)との間に位置	約 1. 8ha
福利厚生施設用地	埋立地の西側中央部にあつて、交流施設用地と道路用地(3)との間に位置	約 0. 6ha
交流施設用地	埋立地の西側中央部にあつて、福利厚生施設用地と道路用地(2)との間に位置	約 0. 5ha
文化施設用地	埋立地の北側の東端にあつて、業務施設用地(3)と既存陸域（国道）との間に位置	約 0. 1ha
下水処理場用地	埋立地の南東側にあつて、業務施設用地(2)と道路用地(5)との間に位置	約 1. 0ha
道路用地	① スポーツ・レクリエーション施設用地(1), (2)、商業施設用地(1)と業	約 3. 9ha

	務施設用地(1)、流通施設用地、業務施設用地(3)、文化施設用地との間にあって、埋立地の中央部の東寄りを南北に縦断する位置及び埋立地の中央部の南寄りを東西に横断し、道路用地(2)に至る位置 ② スポーツ・レクリエーション施設用地(1)、(2)、商業施設用地(1)と商業施設用地(2)、住宅用地、交流施設用地、緑地との間にあって、埋立地の中央部の西側を南北に縦断する位置 ③ 埋立地の西端を南北に縦断及び住宅用地商業施設用地(2)の間にあって、東西に横断し、道路用地(2)に至る位置並びに緑地と交流施設用地、福利厚生施設用地との間にあって、東西に横断し、道路用地(2)に至る位置 ④ 業務施設用地(1)、流通施設用地と業務施設用地(2)、下水処理場との間にあって、埋立地の東側の中央部を南北に縦断する位置 ⑤ 埋立地の南端を東西に横断し、東端を南北に縦断する位置及び埋立地の北東端から流通施設用地と業務施設用地(3)との間を東西に横断し、道路用地(1)に至る位置	
水路用地	(A) 埋立地の背後陸域（国道）と商業施設用地(1)、道路用地(1)、文化施設用地との間を東西に横断する位置 (B) 埋立地の背後陸域（国道）と商業施設用地(1)、道路用地(2)、商業施設用地(2)との間を東西に横断する位置	約 0.1ha
護岸用地	埋立地の北側陸域を除く、全外周に位置	約 0.5ha
合 計		約 22.2ha

変更後

工区	用 途	配 置	規 模
1 工区	流通施設用地	埋立地の東側に位置	約 5.2ha
	道路用地	①は、埋立地の東側にあって、護岸に接し北側から南側に伸び、さらに西側に伸びる位置 ③は、埋立地の中央東寄りにあって、1工区流通施設用地と3工区業務施設用地②との間に位置 ⑥は、埋立地の中央北寄りにあって、1工区流通施設用地、3工区業務施設用地②と2工区業務施設用地①との間に位置 ⑦は、2工区業務施設用地①と3工区業	約 1.3ha

		務施設用地④との間に位置	
	水路用地②	埋立地北端にあつて、国道 251 号と 3 工区業務施設用地④との間に位置	約 0.1ha
	護岸用地	埋立地東側と南側に位置	約 0.1ha
2 工区	業務施設用地	埋立地北東側にあつて、1 工区道路用地⑥、⑦ 2 工区道路用地⑧、2 工区水路用地①及び 2 工区護岸用地②との間に位置	約 2.8ha
	道路用地	埋立地北端にあつて、国道 251 号と 2 工区業務施設用地①との間に位置	約 0.1ha
	水路用地①	埋立地北端にあつて、国道 251 号と 2 工区業務施設用地①との間に位置	約 0.1ha
	護岸用地	埋立地北東端に位置	約 0.1ha
3 工区	業務施設用地	②は、埋立地中央にあつて、1 工区道路用地③、⑥および 3 工区道路用地②、④との間に位置 ③は、埋立地の西側にあつて、3 工区道路用地②、④、⑤との間に位置 ④は、埋立地北西側にあつて、1 工区道路用地⑦、3 工区道路用地②、⑤、3 工区護岸用地③および 1 工区水路用地②との間に位置	約 10.9ha
		②は、埋立地の南側を東西に、西側を南北に護岸に接して伸びる位置 ④は、埋立地中央西寄りにあつて、業務施設用地②と業務施設用地③との間に位置 ⑤は、埋立地中央にあつて、業務施設用地③と業務施設用地④との間に位置 ⑨は、埋立地北側にあつて、ごく小規模で 3 工区業務施設用地④の北東端に位置 ⑩は、埋立地北側にあつて、ごく小規模で水路用地②と 3 工区業務施設用地④との間に位置	約 1.2ha
		道路用地	
	護岸用地	埋立地南側、西側および北西端に位置	約 0.3ha
合 計			約 22.2ha

長崎県告示第735号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和 2 年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 第 1 号 タブレットパソコン 教師用 2,217セット
- ② 第 2 号 タブレットパソコン（長崎・西海・下五島地区）生徒用 7,179セット
- ③ 第 3 号 タブレットパソコン（県央・島原地区）生徒用 7,975セット
- ④ 第 4 号 タブレットパソコン（県北・上五島・壱岐・対馬地区）生徒用 8,032セット

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第 1 号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年12月8日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。
- 国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
- シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第736号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品等の種類は次のとおりとする。

長崎県内の警察施設で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが

明らかである者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) 県税又は消費税を滞納している者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年12月23日までとする。(県の休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この公告の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(㍿)及び(イ)

(㍿) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(㍿)、(イ)及び(ウ)

(㍿) 本籍地の市町村の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届(様式第2号)

カ 口座振替申込書(様式第3号)

キ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク 指名停止の報告に係る誓約書(様式第6号)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県総務部管財課(施設班)

〔電話〕095-824-1111

4 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日(15日目が長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する

場合は、その翌日（休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）に、別に定める必要書類の内、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号等

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく資格審査申請書（様式第1号）に、別に定めるところにより関係書類を添付し知事に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

(1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸収分割（同法第757条）及び新設分割（同法第762条）をした場合並びに事業譲渡（同法第467条）をした場合及び営業権の移行をした場合

(2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をした場合及び相続等の場合

(3) 個人事業者が法人事業者となる場合及び法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し

(1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

10 資格取消等の通知

知事は、入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

ただし、入札参加者の資格を有する者がすでに存在しない場合は、この限りでない。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐世保市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 矢岳今福	令和2年11月16日

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社J R長崎シティ 代表取締役社長 盛澤 篤司

長崎県長崎市尾上町1番1号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユナイテッドアローズ

東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル

代表取締役社長 執行役員 竹田 光広

外87店

（変更後）株式会社ユナイテッドアローズ

東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル

代表取締役社長 執行役員 竹田 光広

外86店

(4) 変更の年月日

令和2年10月31日 外

2 届出年月日

令和2年10月29日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和3年長崎魚市場の休業日（公告）

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）第5条第2項の規定により、令和3年長崎魚市場の休業日を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 休業日

年	月 日	曜 日	摘 要
令和3年	1月27日	水	休業日
	2月27日	土	休業日
	3月27日	土	休業日
	4月29日	木	休業日（昭和の日）
	5月3日	月	休業日（憲法記念日）
	5月4日	火	休業日（みどりの日）
	5月29日	土	休業日
	6月26日	土	休業日
	7月27日	火	休業日
	8月14日	土	休業日
	8月24日	火	休業日
	9月23日	木	休業日（秋分の日）
	10月23日	土	休業日
	11月3日	水	休業日（文化の日）
	11月20日	土	休業日
	12月21日	火	休業日
	12月31日	金	休業日

※ 1月1日から1月4日まで、8月16日及び日曜日は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第5条第1項に規定する休業日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ① 第1号 タブレットパソコン 教師用 2,217セット
- ② 第2号 タブレットパソコン（長崎・西海・下五島地区）生徒用 7,179セット
- ③ 第3号 タブレットパソコン（県央・島原地区）生徒用 7,975セット
- ④ 第4号 タブレットパソコン（県北・上五島・壱岐・対馬地区）生徒用 8,032セット

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年7月30日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年12月8日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課 県立学校管理班

（電話）095-894-3323

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県教育庁教育環境整備課ホームページ上（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-kankyo/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県教育庁教育環境整備課 県立学校管理班

（提出期限）令和3年1月6日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県教育庁教育環境整備課 県立学校管理班

（提出期限）令和2年12月22日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟3階308会議室

- (期日) 令和3年1月7日 ①10時00分開始
 ②10時30分開始
 ③11時00分開始
 ④11時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和3年1月6日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県教育庁教育環境整備課 県立学校管理班

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Tablet type personal computers for teachers 2,217 units
 - ② Tablet type personal computers
(Nagasaki, Saikai, Shimogoto area) for students 7,179 units
 - ③ Tablet type personal computers
(Kenou, Shimabara area) for students 7,975 units
 - ④ Tablet type personal computers
(Kenhoku, Kamigoto, Iki, Tsushima area) for students 8,032 units
- (2) Delivery period:
July 30, 2021
- (3) Delivery place:
 - ① Prefectural high schools ①
 - ② Prefectural high schools in Nagasaki, Saikai, Shimogoto area ②
 - ③ Prefectural high schools in Kenou, Shimabara area and Nagasaki Prefectural Education Center ③
 - ④ Prefectural high schools in Kenhoku, Kamigoto, Iki, Tsushima area ④
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. January 6, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. January 7, 2021
- (6) Point of Contact:
Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-894-3323

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月24日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県内の警察施設で使用する電力

契約電力 1,765 k W

予定使用電力量 3,996,600 k W h

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

(4) 需要場所

長崎県内の警察施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の年ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号、令和2年長崎県告示第736号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和2年10月13日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 資格審査申請書

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

(電話) 095-824-1111

(提出期限) 令和2年12月23日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)

(2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(以下「報告書」という。)

前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和2年12月23日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(電話) 095-820-0110 内線 2231

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年1月12日(火)までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和3年1月18日(月) 午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(日時) 令和3年1月19日(火) 午後1時00分

(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract: 1,765kW, Estimated volume of electricity: 3,996,600kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2021 through 31 March 2022
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 18 January 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:00 p.m. 19 January 2021
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
寺田宏弥